

## 「八戸商工ニュース」広告掲載利用申込み要項

八戸商工会議所

1. 八戸商工会議所・広告掲載枠提供サービス(以下、「当サービス」という。)は、八戸商工会議所(以下「当所」という。)が毎月2回発行する会報「八戸商工ニュース」に、主として会員事業所の経営発展や地域経済浮揚に資することを目的に実施します。
2. 当サービスの提供スペースは、本文中広告並びに裏表紙広告とします。
3. 次の条項に違反したり、当所が不適當であると認めた場合、広告を掲載することはできません。
  - ①公序良俗に反しないこと。
  - ②関係法律に反しないこと。
  - ③政治活動・宗教活動・社会問題に関するものではないこと。
  - ④個人・団体等の意見広告を内容とするものではないこと。
  - ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に掲げる営業に該当しないこと。
  - ⑥誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切でないもの。
  - ⑦他の会員、消費者等に対し、不当な利益を与える恐れがないもの。
4. 当サービスの内容に関する責任は、その一切を利用者(広告主)に帰属します。  
当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。  
また、当サービスの利用に関する手続き事務は、当所並びに利用者の双方が誠意を持って対応するものとします。
5. 当サービスの基本利用料金(当所会員利用料金)は、次のとおりとします。  
なお、半年契約の場合は6回連続若しくは隔号で6回連続とし、年間契約の場合は隔号で1年間とします。(尚、毎年12月20日号は休刊とし、1月5日新年号では当サービスは実施致しません。)

広告サイズ	1回掲載	半年契約(6回掲載)	年間契約(11回掲載)
1 / 4 ページ (H5.4 cm×W17.2 cm)	15,000円	80,000円	150,000円
1 / 2 ページ (H10.8 cm×W17.2 cm)	30,000円	160,000円	300,000円
裏1 / 2 ページカラー (H10.8 cm×W17.2 cm)	40,000円	220,000円	400,000円

※上記は消費税別の料金です。

※会員以外の場合、1回掲載のみとし、20,000円(税別)を加算します。

6. 当サービスは、広告掲載希望発行号の2ヶ月前から申し込むことができます。  
申込み締切日は発行日の20日前まで、原稿提出期限は発行日の10日前までとします。  
なお、スペースの関係上、掲載できない場合もあります。
7. 当サービスでの中面広告の掲載場所については、広告主の要望に沿うよう努めますが、  
要望に沿えない場合もあります。
8. 当サービスの利用料金は、「八戸商工ニュース」発行後に当所から利用者に請求致します。  
利用者は請求書に定められた期日までに入金をお願いします。  
なお、長期契約の場合は、契約終了後に当所から請求致します。
9. 当所の「八戸商工ニュース」は、毎月5日並びに20日に会員企業他に発送しておりますが、  
諸般の事情等により発送が遅れる場合があります。
10. この運用規定に同意し、当サービスの利用を希望する会員等は、申込書に必要事項を記載の上、  
手続きを行ってください。  
なお、申込み手続きは、半年契約や1年契約以外は、前回同様の内容であっても、毎回必要になります。

(平成24年7月1日制定)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年6月20日一部改正)